

令和5年度武蔵野市環境浄化審議会 議事要旨

- 日 時 令和5年6月20日（火）午後6時から午後7時15分まで
- 場 所 本町コミュニティセンター 3階 第1会議室
- 出席者 11人
- 【審議会委員】 7人（室井会長、川鍋副会長、寺岡委員、小田委員、鈴木委員、
枡折委員、塚本委員）
- 【事務局職員】 4人（防災安全部長、安全対策課長、安全対策課職員2人）
- 【傍聴者】 なし

■次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 事務局からの報告
 - (1) 吉祥寺南町2丁目の環境浄化に関する陳情の対応について
 - (2) 新規旅館業の開業状況について
 - (3) ブルーキャップ及び吉祥寺ミッドナイトパトロール隊の体制変更について
 - (4) 勧誘行為等適正化特定地区の区域見直しの検討について
- 4 現地視察
(環境浄化特別推進地区（吉祥寺本町1丁目）、吉祥寺駅南口地域、中道通り周辺（吉祥寺本町2丁目）)
- 5 意見交換
- 6 その他

■議事要旨

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 事務局からの報告
 - (1) 吉祥寺南町2丁目の環境浄化に関する陳情の対応について
 - ・ 吉祥寺南町2丁目地域の環境浄化に関する2件の陳情について、令和5年2月に、市議会に対して陳情の処理結果について報告をした。
 - ・ 吉祥寺南町2丁目のホテルが現在営業している近辺のエリアについて、環境浄化審議会の開催や、環境浄化特別推進地区への指定を求める内容の陳情であった。市議会においては「市の権限の及ぶ範囲で、陳情の趣旨に沿うよう努力されたい」との意見付きで採択された。
 - ・ 当該地域は、市の環境浄化に関する条例に基づく地区の指定要件を満たし

ていないため、市としては、吉祥寺南町2丁目の該当エリアについては、地区指定はしない方針とした。

- ・現在営業中のホテルの夜間の光や早朝の騒音といった問題については、令和4年12月に市からホテル事業者に対し、近隣の方への配慮と改善を求める内容の申し入れをした。申し入れ後、ホテル側から、ホテル東側の住宅街に面した屋外照明を撤去したこと、早朝の搬入・搬出作業の騒音についてはゴムマットを引いて対応するようにした、との返答があり、一定の改善がなされたものと認識している。
- ・また、ブルーキャップ、吉祥寺ミッドナイトパトロール隊のパトロールルートに当該エリアも加えるなど、市としてできる対応を進めてきた。
- ・今後も、陳情の趣旨を踏まえて、当該地域については状況把握に努め、市として必要な対応を実施していくことについて市議会に対し報告を行った。
- ・新たに建設予定のホテルについては、着工等が開始となる場合には、武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例に基づき、説明会等の実施を求める。

(2)新規旅館業の開業状況について

- ・「吉祥寺エクセルホテル東急（令和4年10月開業）」、「吉祥寺 禅（令和5年4月開業）」がそれぞれ開業した。それぞれ市条例に基づき住民説明会の開催を依頼し、実施済みである。

(3)ブルーキャップ及び吉祥寺ミッドナイトパトロール隊の体制変更について

- ・令和4年4月に新たに飲食店等の客引き行為等を禁止行為と定め、ブルーキャップによる指導等を実施してきた。課題であった吉祥寺駅南口の改札をおりたエリアの客待ち等の状況は改善をしたが、ブルーキャップの活動時間外になると客引き行為をする者が出てくるなどの状況が見られたため、さらなる対策を行うため、令和5年4月から運用等を変更し、体制を強化した。主な内容は、①ブルーキャップの活動時間延長、②吉祥寺ミッドナイトパトロール隊の指導等開始、③制服の変更についてである（[資料1](#)のとおり）
- ・客引き行為等への注意や指導のみならず、路上喫煙やポイ捨て等の注意も積極的に実施している。

(4)勧誘行為等適正化特定地区（以下「特定地区」）の区域見直しの検討について

- ・武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例（以下「条例」）に基づくつきまとい勧誘行為や客引き行為などの禁止行為は、市内全域で禁止であり、口頭注意や指導までは、地区指定に関わらず可能である。指導をしても改善しないケースについては、特定地区内でのみ、警告・勧告・氏名等の公表というより厳しい措置を行うことが可能である。
- ・特定地区については、平成18年に地区の追加を行って以来、変更をしていない状況である。
- ・これまでは、しつようなつきまとい勧誘行為のみを禁止行為としていたた

め、主に、人通りの多い吉祥寺駅北口のサンロードや南口のパークロードといった中心エリアを指定してきた。

- ・令和4年4月から新たに飲食店や風俗営業店の客引き行為等も禁止行為に加えたことにより、それらの実態を踏まえたうえで、区域を見直す必要があると考えている。
- ・特定地区と指定できるのは「禁止行為を防止し、又は路上宣伝行為等を適正化するために特別な措置を講ずる必要があると認める区域」と条例で規定しており、環境浄化特別推進地区のような具体的な要件は定めていない。
- ・特定地区の指定にあたっては、市長からこの環境浄化審議会に諮問を行い、答申を頂いたうえで、市長が決定することとなる。また、指定にあたっては、当該地区内に加えて、その周辺の住民の意見を聴かなければならないと条例に規定している。
- ・新たに区域を追加する場合の基本的な考え方としては、①現状として、禁止行為が他の地域と比べて多く確認されているエリアを検討の対象とする。②より強い措置をとることのできる地区が特定地区であるため、必要最小限のエリアとする必要がある。
- ・商店会など地域の方から要望があるようなエリアについても、現状調査などを行い、広く検討をしたい。
- ・現時点で検討対象と考えているエリアについて
 - ①吉祥寺本町1丁目25番、31番街区は、環境浄化特別推進地区に指定されているが、特定地区外となっている。実際には、客引き・客待ち行為を行う者がこのエリアで確認されている。
 - ②吉祥寺駅南口の井ノ頭通り北側の歩道部分は、特定地区に含まれていない。現在、この歩道に、風俗営業店等の客引き・客待ち行為を行う者が確認できている。狭い歩道のため、市民の方からも市へ多く苦情が来ている状況である。
 - ③吉祥寺通りから西側のエリアは、以前より地域の方からの要望がある。一時期、中道通り入口のユニクロ前の付近に、ガールズバーの客引きが確認されていたが、現在は、そうした禁止行為を行う者はこのエリアでは確認されていない。かつてと比べて飲食店等の商業エリアは西に広がってきている事実はある。

4 現地視察

環境浄化特別推進地区（吉祥寺本町1丁目）、吉祥寺駅南口地域、中道通り周辺（吉祥寺本町2丁目）を視察

5 意見交換

－特定地区の区域見直しについて－

【委員A】

- ・地区指定を行うことでより強い措置がとれるとのことであるが、地区内・外に関わらず、迷惑行為に対しては、同じ対応をするべきと考える。

【委員B】

- ・ いずれの場所も以前より地元から要望のあるエリアであり、コロナが落ち着いて以前のような活気が戻れば、同時に客引き等を行う者も増える可能性があるため、地区指定することは良いと考える。

【委員C】

- ・ 吉祥寺本町1丁目の検討エリアは、小・中学生など塾に通う子どもも多く通行する。風俗関係と思われる車とお迎えの保護者と思われる車で錯綜していることもあった。コロナ禍で落ち着いた印象もあったが、今後、以前のような活気が戻れば、客引き等を行う者もより増えることが想定される。地区指定はしたほうが良いと思う。
- ・ 吉祥寺南町の検討エリアは、ガールズバーもあることなどから歩道部分も含めたほうが良い。
- ・ 吉祥寺本町2丁目の検討エリアについては、他と比べて落ち着いた良い雰囲気である。もう少し様子を見ても良いのではないかと考える。

【委員D】

- ・ 吉祥寺本町1丁目のエリアと井ノ頭通りに面した歩道部分については、地区を拡大しても良いと考える。

【委員E】

- ・ 地区指定を行うことで変わることについて改めて確認したい。

【事務局】

- ・ 客引き行為等の禁止行為については、市内全域で禁止である。特定地区については、ブルーキャップがより重点的にパトロールを行うとともに、禁止行為に対して、より強い措置をとることができる。
- ・ 特定地区内でなければ、禁止行為をしてもかまわないという誤解を招く可能性もあるため、市としては「市内全域で禁止である」という旨を積極的に広報していく必要があると考えている。

【委員A】

- ・ 指定するための要件の詳細な規定はあるか？

【事務局】

- ・ 条例第6条に規定する以上の基準はない。市としての基本的な考え方としては、現状として、禁止行為が他の地域と比べて多く確認されているエリアを、必要最小限で指定したいと考えている。

【委員F】

- ・ 特定地区の見直しを進める場合、今後どのようなスケジュールになるか？

【事務局】

- ・今後、変更したい区域の案を市で検討した後、7月下旬に市民意見交換会を開催したいと考えている。区域の変更を行う場合は、市長から環境浄化審議会に対して、諮問を行う予定である。
- ・8月下旬に再度審議会を開催し、ご議論を頂きたい。
- ・審議会から市へ答申が提出された後、最終的には、市長により決定を行い、告示等による周知を行った後、施行となる。早ければ12月頃に施行、遅くとも令和6年4月1日までには施行したいと考えている。

【委員F】

- ・承知した。今日の審議会で出された意見を参考に、市としての対応方針を決めてほしい。

ーその他の事項についてー

【委員A】

- ・ブルーキャップが以前と比べて積極的に活動しており効果があがっていることは良いことである。しかしながら、現在の条例では罰則もないため、強制力がなく弱い。禁止行為を行う個人だけではなく、お店に対する措置も行ったほうがよい。風俗営業等の取り締まりを行う権限のある警察と連携して、罰則やお店に対する警告などを実施すると、より効果が高まるのではないか。

【事務局】

- ・禁止行為をした個人とお店の関係が明確であれば、お店に対しても指導等を行うことができる。

【委員F】

- ・条例第9条の2はどのような規定か？

【事務局】

- ・指導等を行った者の個人情報不明確な際に、官公署に対して資料の提供などの必要な協力を求めるための規定である。
- ・店舗との関係性の確認のため、店舗に対して従業員名簿等の提示を求めることも可能である。